西原町親子通園事業委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1．業務概要

(1)．委託業務名称　　西原町親子通園事業委託

(2)．目的

西原町の心身の発達の気になる児童（障がいのある児童含む）に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練並びにその保護者に対する療育上の助言等を行う事業者を指名型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

(3)．委託業務内容

西原町の心身の発達の気になる児童（障がいのある児童含む）に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練並びにその保護者に対する療育上の助言等を行うことができると認められる事業所等に委託し実施する。

詳細は別紙「西原町親子通園事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4)．委託期間　　契約締結日から平成３１年３月２６日（火）まで

2．　委託費上限額　　７，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3．　参加資格

企画提案書を提出する者（以下、応募者）という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（2）西原町の競争入札参加資格指名停止を受けていないこと。

（3）県内の市町村において、児童発達支援業務の業務実績を有するもの

（4）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（5）民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でないもの。

（7）別紙仕様書で定める業務委託について十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、西原町の指示等に対し柔軟に対応できるもの。

4．選定スケジュール

（1）プロポーザル参加意向申請書（様式第 1 号）の提出

平成３０年４月６日（金）　17：00 まで

（2）質問の受付

ア）本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式５）により提出すること。

イ）提出期限は平成３０年４月１０日（火）15：00 までとする。

ウ）質問書の送信は西原町健康支援課まで FAX にて行うこと。

（3）企画提案書等の提出期限

ア）提出期限　平成３０年４月１３日（金）１６：００まで

イ）提出部数　７部（正本１部、副本６部）

ウ）提出書類

①事業所概要及び事業実績概要　（様式１）

②業務実施計画書（様式２）

③経営者履歴書（様式３）

④業務実施体制計画書　（様式４）

本業務実施に関わる担当者等を明記

⑤企画提案書　（任意様式）

Ａ４版（縦・横問わず）で作成願います。ただし、資料の作成上Ａ３版とした方が確認しやすい場合はA3版でも可とする。文字サイズは、10ポイント以上とする。

⑥見積書及び見積内訳書（任意様式）

エ）提出場所：903-0111　沖縄県中頭郡西原町字与那城140-1番地

西原町役場 福祉部 健康支援課

ＴＥＬ：098－945－4791　　ＦＡＸ：098-944-6551

オ）提出方法

来庁による窓口提出に限る（郵送不可）。

持参の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日（祝日）を除く、午前９時から午後１６時まで（午後12時から13時の昼食時間を除く）とする。

（４）企画提案書プレゼンテーションの予定日時

ア）日時：平成３０年４月１８日（水）（予定）※開始時間は提案書の受理後連絡する。

イ）場所：西原町役場　　全員協議会議室

ウ）説明時間：１５分

エ）質疑時間：１０分

オ）出席者：3名以内

5.審査方法

プロポーザル方式により、参加資格要件の確認、企画提案書、実施体制、提案価格等を「西原町親子通園事業委託候補者選定審査会議（以下「審査会」という。)」が総合的に審査し、受託候補者を選定する。

① 企業能力（企業信頼度、業務実績）

② 事業所の体制（実施体制、職員の育成、事業の運営、安全対策）

③ 実施方針等（業務の理解度、考え方、保護者に対する支援）

④ 事業計画

6.結果通知

審査結果は、企画提案書プレゼンテーション実施後１週間後以内に、文書にて通知します。なお、審査内容の詳細については公開しないものとし、審査内容への問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

7．失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）企画提案書等が指定された期限内の提出でない場合。

（2）提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合。

（3）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（4）会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

（5）審査の公平性を害する行為があった場合。

（6）その他、審査会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合。

8．その他留意事項

（1）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

（2）企画提案書等の提出書類は返却しない。

（3）辞退する場合は、提出意思確認書（様式6号第12条関係）を提出すること。

（4）見積書における見積金額は、業務期間中の本業務にかかるすべての経費及び提案を含めた費用の見込み額とする。

（5）審査内容、結果についての異議は認められない。

（6）西原町と受託者は、本事業が円滑に行われるよう連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。